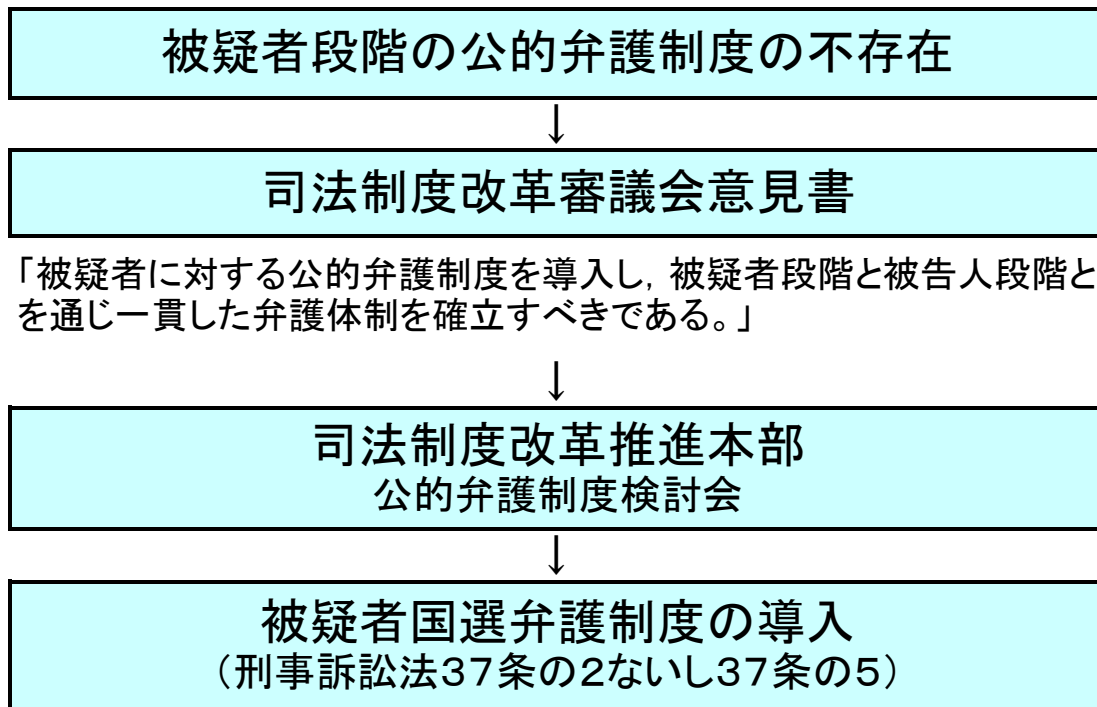


被疑者国選弁護制度の概要



○対象事件

第1段階（平成18年10月～）

死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件
例: 殺人, 現住建造物放火, 傷害致死, 強盗

第2段階（平成21年5月～）

死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件
例: 窃盗, 傷害, 詐欺, 恐喝, 横領

○ 被疑者に対して勾留状が発せられている場合

○ 被疑者の請求による場合は、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときに限る。

（職権による場合は、精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときに限る。）

【国選弁護人選任までの流れ】

- ・ 裁判官が国選弁護人を付すべきと判断
- ・ 裁判官から日本司法支援センター（法テラス）に対して国選弁護人候補の指名・通知要請
- ・ 日本司法支援センターが、国選弁護人契約弁護士の中から特定の弁護士を候補として指名し、裁判官に通知
- ・ 裁判官が国選弁護人を選任